

石川町子育て世帯・若者世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯の居住安定の確保と若者世帯の定住促進を図るため、町内に住宅を取得し定住する者に対し、石川町子育て世帯・若者世帯住宅取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、定住人口の増加を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に規定する住民基本台帳に記録され、かつ、生活の基盤を本町に置くことをいう。
- (2) 子育て世帯 義務教育を修了するまでの子どもを養育している世帯をいう。
- (3) 若者世帯 夫婦のいずれかが40歳未満の婚姻世帯をいう。
- (4) 住宅 居住の用に供する玄関、居室、便所、浴室及び台所が設置されている建築物をいう。
- (5) 新築住宅 自己の居住の用に供するため新たに建設された住宅（改築を含む。）をいう。
- (6) 建売住宅 販売を目的として建設された住宅で、居住の用に供する住宅をいう。
- (7) 中古住宅 過去に居住の用に供された住宅又は居住の用に供する住宅をいう。
- (8) 住宅の取得 新築住宅の工事請負契約、建売住宅及び中古住宅の売買契約により取得した住宅の所有権保存登記又は移転登記が完了したことをいう。
- (9) 町内建設業者 町内に事業所を有する住宅建設関連事業者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受けた法人又は個人事業者をいう。
- (10) 分譲地等 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が、住宅を建築するため販売した土地をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 新築住宅の工事請負契約日、建売住宅及び中古住宅の購入契約日現在において、子育て世帯又は若者世帯であること。
- (2) 前号に掲げるいずれかの世帯が、当該住宅の所有者であり定住している者であること。
- (3) 補助金の交付を受けた後、当該住宅に10年以上継続して定住すること。
- (4) 世帯全員に町税等の滞納がないこと。
- (5) 世帯全員が石川町暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する者でないこと。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付対象となる住宅は、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 新築住宅の工事請負契約を締結し、不動産保存登記を完了したもの
- (2) 建売住宅又は中古住宅の売買契約を締結し、不動産移転登記を完了したもの

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は町等の制度による他の補助金及び公共工事に伴う移転補償、損害賠償等の補てんを受けて取得した住宅は、補助金の交付対象としないものとする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、基本補助金の額と加算補助金の額の合計額とする。

(基本補助金の額)

第6条 基本補助金は、次に掲げる額とする。ただし、取得価格が補助金額に満たない場合は、取得価格を補助金額とし、千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする。

補助区分	取得区分	基本補助金
基本補助金	新築住宅又は建売住宅	70万円
	中古住宅	35万円

(加算補助金の額)

第7条 加算補助金の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める額を合算した額とする。

- (1) 分譲地等購入加算 分譲地等を購入して住宅を取得した場合は、20万円を加算して補助する。ただし、平成28年4月1日以後に契約を締結したものを対象とする。
- (2) 町内建設業者施工加算 新築住宅又は建売住宅を建設する際に、町内建設業者が施工した場合は、20万円を加算して補助する。
- (3) 子ども同居加算 義務教育を修了するまでの子どもを養育している場合は、1人につき5万円を加算して補助する。ただし、限度額は20万円とする。
- (4) 転入世帯加算 町外から転入して住民登録した世帯の場合は、20万円を加算して補助する。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅の取得した日から60日以内に、補助金交付申請書(様式第1号)により、町長に申請しなければならない。ただし、平成32年3月31日までとする。

(補助金交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による交付申請を受けた場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、適当でないと認めるときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに補助金交付請求書(様式第4号)により、町長に請求しなければならない。ただし、平成32年3月31日までとする。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定による請求書が提出された場合は、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の取り消し及び返還)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により交付決定者に通知し、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号のほか、町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書(様式第6号)を通知し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(報告及び調査)

第13条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者から報告又は書類の提出を求め、担当職員に調査を行わせることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。なお、第12条に規定する補助金の取り消し及び返還については、同日以後もその効力を有する。